

特 約 事 項 (建設工事用)

1 部分払の回数の限度

2回

2 低価格入札者と契約する場合の措置

(1) 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第1項各号の適用

有

(2) 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条第2項各号の適用

有

3 中間前金払及び部分払の取扱い

中間前金払の対象となる工事における中間前金払と部分払の選択は、受注者が行うものとし、その併用は次のとおりとする。

(1) 受注者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求ができるものとする。この場合には、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第37条第6項の部分払金の額の算定式の前払金額に中間前払金額を含む（当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、約款第38条の3第2項の部分払金の額の算定式の当該会計年度前払金額に当該会計年度中間前払金額を含む。）ものとする。

(2) 受注者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、約款第34条第3項及び第4項は適用しない。

ただし、当該工事が債務負担行為に係るものである場合は、翌会計年度以降の出来高予定期に対する中間前払金については請求することができる。

(3) その他中間前金払に関することについては、広島県建設工事請負代金中間前払金制度事務取扱要綱の規定によるものとする。

4 請負代金内訳書及び工程表の提出

要

なお、請負代金内訳書には、約款第3条第2項に規定する法定福利費のほか、労務費を明示すること。

5 社会保険の加入に関する下請指導

受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結する場合は、国が定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に従うものとする。

6 施工体系図の作成

受注者は、この工事を施工するために下請契約を締結したときは、当該下請契約の請負代金の額の多寡にかかわらず、遅滞なく建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14

条の6の例によって各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図の内容に変更を生じた場合は、その都度変更した施工体系図の写しを発注者に提出しなければならない。

7 現場代理人、主任技術者等の通知

現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定めて工事現場に置くときは、現場代理人及び主任技術者等指名届（約款第10条関係）を契約締結後14日以内に提出すること。

8 監理技術者の資格者証の携帯

受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とすること。

なお、発注者から請求があったときは、資格を証明する書類を提示すること。

9 施工管理及び安全管理

受注者は、広島県土木工事共通仕様書等関係法令に基づき、適切な施工管理及び安全管理を図らなければならない。

10 県内企業の活用

(1) この工事の施工に際してやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請負わせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。

なお、県外に主たる営業所・本店を有する業者に発注しようとする場合は、あらかじめ県外業者を下請業者とする理由書を提出すること。

(2) 資材を購入しようとする場合は、極力広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとし、あらかじめ購入先の名称及び所在地並びに資材名等を発注者に通知するものとする。

なお、広島県内に主たる営業所・本店を有しない業者の県外の営業所から資材を購入しようとする場合は、あらかじめ県外業者を主要資材の購入先とする理由書を提出すること。

11 建設業退職金共済制度における共済証紙の購入

受注者は、この工事（当分の間、請負代金額が300万円以上の工事に限る。）に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合を含む。）は、その購入状況を契約締結後1か月以内（電子申請方式においては契約締結後40日以内）に発注者に書面（電子申請方式の場合は電子申請による）で報告するものとする。この報告に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付するものとする。

共済証紙を購入しなかった場合（工事請負契約額の増額変更等があったときに共済証紙の追加購入をしなかった場合を含む。）には、その理由を書面により発注者に報告するものとする。

受注者は、工事完成時には建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表を作成し、発注者に提出するものとする。

12 暴力団等からの不当要求等の排除

(1) 請負契約を締結した営業所に、極力、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定される不当要求による被害を防止するために必

要な責任者を配置するとともに、同条第2項に規定される講習（以下「講習」という。）を受講し、その修了書の写しを速やかに提出すること（既に講習を受講している場合は、直近の受講修了書の写しを速やかに提出すること。）。

- (2) 暴力団等から不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
- (3) 発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。
- (5) 発注者と工程に関する協議を行った結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。
- (6) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (7) 当該被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第21条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うこと。この請求には被害届受理証明書を添付すること。

13 ダンプトラック等による過積載等の防止

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第181号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、当該団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプ トラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを除外すること。
- (7) (1)から(6)のことにつき、下請契約における下請負人を指導すること。

14 下請負及び契約の制限

- (1) 受注者は、この工事の全部又は一部を次のいずれかに該当する者に請負わせてはならない。
 - ア 建設業者等指名除外要綱（以下「指名除外要綱」という。）により指名除外された者で、その指名除外の期間が経過しない者（指名除外要綱別表第18号（営業不振）によるもので、知事が認める者は除く。）
 - イ 県発注工事における下請負の制限基準により下請制限された者で、その下請制限の期間が経過しない者
 - ウ 県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱により契約制限された者で、その契約制限の期間が経過しない者
 - エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項、第2項若しくは第4項の規定に基づく指示又は同条第3項若しくは第5項の規定に基づく営業停止の処分を受けたこと若しくは同法第29条の規定に基づく許可の取消しの処分を受けたこと若しくは広島県建設工事入札参加資格の取消処分を受けたことにより下請負から除外された者で、その除外期間が経過していない者
- (2) 受注者は、工事の資材又は原材料の購入契約その他の契約について、(1)ウに該当する者

を契約の相手方としてはならない。

- (3) 受注者は、この工事に関する下請業者が、(1)アからエに該当する者に工事の一部を請負わせること又は(1)ウに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方とすることを認めてはならない。

15 重層下請の防止

この工事の施工に際してやむを得ず工事の一部（主体的部分を除く。）を第三者に請け負わせようとする場合は、工事内容に応じた専門工事として発注するものとし、原則として土木一式工事又は建築一式工事（以下「一式工事」という。）として発注を行うことは認めないものとする。

なお、真に止むを得ない理由により、一式工事として発注しようとする場合は、あらかじめ下請工事を土木一式工事（建築一式工事）として発注する理由書を提出すること。

16 立入調査の実施

発注者は、受注者が工事の施工に当たり遵守しなければならない法令上の義務が適正に履行されているかの立入調査を行うことができる。